

令和7年9月定例会会議録

令和7年豊郷町議会9月定例会は、令和7年9月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長 中 山 圭 史
教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 加 藤 咲 希 子

5、提案された議案は次のとおり

- 議第41号 令和6年度財政健全化判断比率について
- 議第42号 令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率について
- 議第43号 豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議第44号 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第45号 豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第46号 豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第47号 豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第48号 豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第49号 豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第50号 豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第51号 令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）
- 議第52号 令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第53号 令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第54号 令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第55号 令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第56号 令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第57号 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第58号 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第59号 令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第 6 0 号 令和 6 年度豊郷町水道事業会計決算認定について
- 議第 6 1 号 令和 6 年度豊郷町下水道事業会計決算認定について
- 発議第 6 号 豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
- 請願第 1 号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願

村岸議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し時間が早いですが、皆さんおそろいですので、これより、令和7年9月第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時59分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3番、井上喜美子君、4番、本田清春君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から9月26日までの22日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月26日までの22日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和7年4月分から6月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりでありますので、ご了承ください。

続いて、委員長報告を行います。

本田議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

本田議会広報

常任委員長 議長。

村岸議長 本田議員。

本田議会広報

常任委員長 おはようございます。議会広報常任委員会より、広報97号の発行の経過についてご報告いたします。本委員会は、6月議会での内容を広報に掲載するため、編集会議を開催いたしました。6月議会終了後の6月20日、そして7月9日、続いて7月30日の編集会議を経て、8月13日、正副委員長によりまず校正作業を行い、今月中に発行を行います。議員の皆様には、原稿作成にご協力いただき、感謝申し上げます。また、本委員会として、去る8月28日、東京都で行われました令和7年度町村議会広報研修会に参加し、研修を積んでまいりました。ご報告といたします。

村岸議長 ご苦労さまでした。以上報告といたしますので、よろしくお願いいたします。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第41号令和6年度財政健全化判断比率についてから日程第5、議第42号令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率についてまでを一括して、町長より報告を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日、令和7年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に對しまして、格別のご高配を賜っておりますこと重ねて厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、ご報告とおわびを申し上げます。議員の皆様には第一報をお伝えしたところですが、昨日、愛里保育園のパートタイム保育士が逮捕されたと情報がありました。町には新聞報道以外の情報は入っておりませんが、今後、詳細が判明した後には、しかるべき対処をしてまいりたいと思います。住民の皆様、被害者、関係者の皆さんならびに議員の皆さん方には深くおわび申し上げますとともに、再発防止に努めてまいりたいと存じます。このたびは誠に申し訳ありませんでした。

さて、今期定例会には報告案件2件、同意案件2件、令和7年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各企業会計の補正予算案件5件、決算認定6件の計21件の議案を提案させていただいております。どうぞご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、議第41号令和6年度財政健全化判断比率について及び議第42号令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括してご説明申し上げます。

まず、議第41号令和6年度財政健全化判断比率についてですが、この比率は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により議会に報告をするものであります。

財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率については、一般会計のみが対象会計となります。令和6年度決算は実質赤字額が生じないため、数値が表れていません。連結実質赤字比率については、公営企業会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、赤字額及び資金不足が生じないため、数値が表れていません。実質公債費比率については0.4%であります。将来負担比率とは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては数値が表れていません。

次に、議第42号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するかを示すもので、水道事業及び下水道事業会計については、資金不足が生じないため、数値が表れていません。

以上、報告といたします。どうぞよろしくお願いたします。

村岸議長 これで報告は終わりました。

日程第6、議第43号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第43号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。本町教育長として教育振興にご尽力いただいております堤清司氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。堤氏につきましては、平成28年10月1日から教育長として就任いただき、3期9年を誠実に努めていただきました。人望も厚く、これからの豊郷町の教育行政を一層推進していく上でも、教育長として適任者だと考えますことから、引き続き教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、教育長の任期といたしましては、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間であり

ます。ご審議のほど、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第43号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第43号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立です。同意することに決定いたしました。

日程第7、議第44号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第44号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。本町教育委員として教育振興にご尽力いただいております安食真城氏の任期が本年9月30日をもって満了となります。安食氏につきましては、令和3年10月1日に就任され、今日まで真摯に取り組んでいただきました。人望も厚く、豊郷町教育委員として適任者と考えますことから、引き続き教育委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、任期といたしましては、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間です。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第44号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより議第44号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第44号は同意することに決定いたしました。

日程第8、議第45号豊郷町議会議員及び豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第45号豊郷町議会議員及び豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。国会議員の選挙等執行経費の基準に関する法律が令和7年3月に改正され、6月から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。主な改正内容といたしましては、選挙運動用のビラとポスターの作成単価を引き上げるものであります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第45号の討論を行います。討論はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第45号豊郷町議会議員及び豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第46号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第10、議第47号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第46号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案及び議第47号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例案について、一括してご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。主な改正内容といたしましては、育児に係る部分休業のパターンの多様化や、会計年度任用職員の部分休業を正規職員並みに拡充するものでございます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 46号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、また、議第47号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、育児と介護休業、会計年度任用職員にも対象を拡大するという事なんですが、これって今、豊郷町でこの条例に沿って、それを現在受けておられる方が、職員の皆さんにはどのぐらいいらっしゃるのか。これから会計年度職員の方にもそれを拡大していかれるということは、今の時代当然だと思いますが、実態だけを教えていただけますか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

実態はということですが、まず、子育ての部分での部分休業につきましては、一定数、部分休業を取っている職員がでございます。ただし、会計年度任用職員につきましては、年齢的な問題でお子さんが小さい方がおられないということがありまして、実態上は今取っておられる方はございません。また、子の看護休暇につきましても、今若干取っておられる方がおられます。また、最後に介護休暇につきましても、介護につきましても、今のところそういう親族がおられる方がいないということで、取られている実態はございません。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第46号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

- 村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより議第46号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
- 賛成の諸君は起立を願います。
- 議員 (起立、全員)
- 村岸議長 全員賛成であります。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。
- これより議第47号の討論を行います。討論はありませんか。
- 議員 なし。
- 村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより議第47号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
- 賛成の諸君は起立を願います。
- 議員 (起立、全員)
- 村岸議長 全員賛成であります。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。
- 日程第11、議第48号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
- 町長、提案理由の説明を求めます。
- 伊藤町長 はい。
- 村岸議長 はい、町長。
- 伊藤町長 議第48号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。国家公務員の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、滋賀県でも滋賀県旅費条例の改正が行われました。本町においても社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、所要の改正を行うものです。主な改正内容といたしましては、宿泊料を昨今の物価高騰に対応するため引上げを行い、また、国に準じて、鉄道賃の特急使用の距離要件や日当、食卓料の廃止、私有自動車使用の際の車賃の単価変更等であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 村岸議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
- 今村議員 はい、12番。
- 村岸議長 12番、今村議員。
- 今村議員 議第48号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして質疑を行います。先ほど提案説明はお聞きしたんですが、豊郷町の職員で旅費規程を利用して、去年度、令和6年度実績で、車賃、日当、宿泊料、食卓料はこの前頂いたあれで、水路関係ってほとんどないので、支給は件数というのほど

のくらいあるんでしょうか。実績だけ教えていただけますか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、車賃についてですけれども、本町におきまして旅費の請求、また決裁につきましては、単価の小さいものにつきましては、各課で各課長が決裁をしております都合で、今その中でどれくらい車賃が払われていたという件数の方は把握しておりません。しかしながら、基本的には、出張の場合は公用車または鉄道で行くということの基本としておりますので、件数については、それほど大きくないというふうに考えております。

また、日当についてですけれども、日当につきましても、附則の方で、日当については、規定上は、乙地域、県内地も日当として設定されておりますが、条例の附則の方で県外に出張した場合のみ支給するというふうに改正をされております。以上のことから、実態としましては県外に出張した場合のみということになりますので、本町におきましても、件数はさほど多くないというような実態でございます。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

今村議員 もう1回だけ。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員

今、総務課長の答弁をお聞きして、出張は基本的に公用車を使っておられると。だから、車賃というのは各課で管理している決裁の中にあるかもしれないと。そういうのは分かりました。宿泊料は、県外出張のみを対象ということですから、県外でも、大都市部の方と、それからそれ以外の県外と2通りあると思うんですが、豊郷とはどういう出張が具体的にあったんでしょうか。分かる範囲で結構です。各課でやっぱし出張とか研修とか行かれても当然やと思うので、そういう分かっている範囲だけ説明いただけますか。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど私、答弁させていただきましたのは、宿泊ではなく日当の方になりますので、お願いしたいと思います。それで、今ほどのご質疑にありました宿泊についての実態についてですけれども、宿泊についてというか、豊郷町の職員については、ほとんど大部分が県庁への出張がほとんど、これと、あとは彦根の辺り、湖東管内がほとんど大部分、8割から9割ぐらい行っているかなというふうに体感では思っております。その中で若干、東京への出張をされる方がいるというような程度ですので、ほぼ宿泊というのはもう実態上として、人数的にはさほど多くないというようなことでございます。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第48号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第48号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、反対討論を行います。

提案説明では、国家公務員、また滋賀県の改正に伴って同じようにやるというお話ですが、実態として、豊郷町の職員の皆さんは、ほとんど県内か県外といっても日帰りで行く市町が多いということですが、でも、このときに日当は出ているということです。物価高で宿泊料は上がるというのは当然のことなんです、やっぱり今、地方自治においても職員のスキルを上げる、そして、職務の中でそれを生かしていただく、こういったことが今ほど大事な時代はないと思うんです。また、職員のメンタルヘルス的なそういった自己啓発、こういったセミナーなんかも各地で開催されています。そういった意味では、先ほど町長の議会の開会のときのお話もありましたが、もっと職員の皆さんが、各課でいろんなところに研修をされる。そして、自分の仕事にも生かしていくと。それで、住民にとっても、それでよりよい町のサービスができるようになれば、私は、その方が非常にいいことではないかと思えます。ですから、今回の改正で、日当、食卓料を廃止して宿泊料だけというのは、現実性に合わないと思う。だから、日当は残すべきだと思いますし、宿泊料の引上げは、物価高騰の中で当然だと思います。そう

いった意味で、この条例改正については反対といたします。

村岸議長 ほかに討論ありませんか。

西澤議員 賛成。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員 はい。

村岸議長 西澤君。

西澤議員 議第48号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

条例等にはきめ細かくいろんな項目について予算措置とかいうか、そういうような形で職員のためにやられるとっております。しかし、おおむねこういうようなことは大変大事なことでと思いますので、私は賛成といたします。

以上です。

村岸議長 ほかに討論ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第48号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 賛成多数であります。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第49号豊郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第49号豊郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容としましては、満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準の見直し、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に係る特例の新設、代替保育の提供に係る連携施設確保の特例の要件の緩和、経過措置の有効期限の延長を定めるものとなります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 今村議員。

今村議員 議第49号豊郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、質疑を行います。

この家庭的保育事業、この条例に適合した豊郷町の事業所はないように思っていますけど、これは現実、今どういう状況か、今後そういう申請があつてできそうな雰囲気なのか、その動向だけ教えていただけませんか。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

家庭的保育事業の事業所等についてということです。現在、豊郷町においては家庭的保育事業所の方はございません。以前1件、申請の方をされるというふうには、6年度の方に、5年度、6年度の方に伺ってはいましたが、現時点で、まだ今のところ申請の方はございません。その後、その事業者の方からの問合せもありませんので、今のところないかなというふうには考えております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第49号の討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第49号豊郷町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第50号豊郷町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第50号豊郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す

る基準を定める条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、家庭的保育事業者等への連携施設の確保に係る特例の新設、代替保育の提供に係る連携施設確保の特例の要件の緩和、経過措置の有効期限の延長を定めるものとなります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 今村議員。

今村議員 議第50号豊郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、質疑いたします。

この条例に関するうちの庁内における対象施設があるのか、また、今の現公立・民間保育園等々にこれは関連する、連携するところもあるのか、その点について答弁をお願いいたします。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

本条例に対象の施設だということですが、豊郷町においては豊郷幼稚園、愛里保育園、崇徳保育園につきましては、特定教育・保育施設になりますので、該当の方をしております。それ以外の特定地域型保育事業につきましては、小規模事業者等が豊郷町内にはありませんので、先ほど申し上げた3施設が本条例の対象となります。

以上です。

今村議員 それで関連してですけど、要はどこまでどういうのが変わるのかということ教えて。

教育次長 どのような内容に変わるのかということですが、本来であれば、小規模事業所であったり、先ほどの条例にもありました家庭的保育事業所の方が町内の方にもしあれば、その施設を卒園された後に2歳までしか利用の方ができませんので、原則として2歳までの利用になりますので、その後、3歳以降に入れる施設を連携しなければならないという規定の方がもともとございまして、その施設が保育園、幼稚園、認定こども園というふうに従来なっておりましたけども、現在、小規模事業所の方が町内の方にありませんので、うちの町の3施設が連携

施設というふうにはなっていないと思います。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第50号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第50号豊郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第51号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)から日程第18、議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第51号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)から議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第51号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,429万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億3,247万3,000円とするものであります。歳入では地方交付税1億229万円、分担金及び負担金34万4,000円、国庫支出金1,280万円、県支出金300万3,000円、財産収入491万4,000円、繰入金1,492万6,000円、繰越金1億8,246万2,000円、諸収入388万6,000円を追加し、地方特例交付金32万7,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費2億2,199万3,000円、民生費2,619万4,000円、衛生費1,256万9,000円、農林水産業費970万4,000円、土木費4,307万1,000円、消防費136万円、教育費940万7,000円を追加するものです。債務負担行為の補正は第2表のとおりであります。

次に、議第52号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,980万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,311万1,000円とするものであります。歳入では財産収入5万7,000円、繰越金1,598万9,000円、諸収入385万7,000円、国庫支出金990万円を追加するものであります。次に、歳出では総務費990万円、基金積立金836万1,000円、諸支出金1,154万2,000円を追加するものであります。債務負担行為の補正は第2表のとおりであります。

次に、議第53号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,462万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,460万円とするものでございます。歳入では国庫支出金8万6,000円、支払い基金交付金10万3,000円、県支出金4万8,000円、財産収入2万5,000円、繰入金28万9,000円、繰越金1,407万6,000円を追加するものであります。

次に、歳出では保険給付費38万3,000円、基金積立金569万9,000円、諸支出金854万5,000円を追加するものであります。

次に、議第54号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9,529万2,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金を、歳出では総務費をそれぞれ132万円追加するものであります。

最後に、議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。第21款収益的収入の既決の予定額に146万7,000円を追加し、2億532万2,000円とし、第22款収益的支出の既決の予定額に146万8,000円を追加し、2億713万8,000円とするものです。また、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を2,013万1,000円を2,028万8,000円に改め、他会計の補助金を4,112万5,000円を5,105万2,000円に改めるものであります。

以上、議第51号から議第55号までを一括して説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

村岸議長　　これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。
河合議員　　議長。
村岸議長　　11番、河合議員。

河合議員 それでは、議第51号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）、ページとしましては16ページ、16ページの道路橋梁費、14番の工事負担金、字要望道路整備事業244万2,000円が上がっております。これはどこでどういうふうな事業ですか。次のその下の町道路整備事業費1,908万6,000円、これもどこの地域でどの工事ですかを、お答えをお願いいたします。

それと、17ページの消防費の中、9番、非常備の防災費の18番、消火栓ボックスの事業整備事業費補助金88万円上がっています。これもどこの字で何件かをお願いいたします。

それと、今、この場で言うべきなことであると思うんですけど、令和6年度の豊郷町の歳入歳出の決算書、これはここでは質疑はできませんか。これ補正予算に上がっているんで。あと、議案書を見たらどこにもこういうふうな数字等はないので。

村岸議長 河合議員、まだ今これ議題に上がっていませんので。

河合議員 いや、だから聞いとんねや。同じ、これ決算報告やで。これも補正予算で上がっているで、こういうような会計事業として、これは質疑はできませんかと聞いてる。あかんって言ったら下がるけど、できるったらするけど。駄目ですか。分かりました。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、河合議員の質疑にお答えいたします。16ページの道路橋梁費、工事費の内訳です。

まず、字要望道路整備事業につきましては、杉の里道の舗装工事です。

次に、町道路整備事業費につきましては、豊郷停車場豊小線道路改良工事2工区と三ツ池防災道路道路改良工事と高野瀬団地沢線道路改良工事です。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、河合議員のご質疑にお答えをします。

17ページ、款9消防費の非常備消防費の負担金補助及び交付金の消火栓ボックス整備事業補助金88万円につきましては、杉が1か所、それから三ツ池が10か所、杉が1か所と三ツ池が10か所、それぞれ1件8万円の全部で11か所分ということになります。

以上です。

村岸議長 ほかに。

河合議員 議長。

村岸議長 再質問。

河合議員 再質問します。道路状況見ていると、大概はもう舗装工事やと。これ、だから、しゃあない。町道の舗装工事やから。

それと消火栓ボックスやけど、この消火栓ボックスには、ご存じのとおり、消火栓ボックスの整備事業の交付要綱がありますので、それに基づいて聞きました。1個は杉、8万円ですね。三ツ池の10か所80万、この要望書を見ていると10か所80万円、今現実についていますよね、ボックスは。新たに10か所って、この10か所はほんまに悪いんですか。大きいから、数がね。10か所というのは。杉1か所というのは、これは当然、何か所かあって1か所は、誰でもそうかと思うけど、いきなり10か所と言われるとね。これ何が悪いんですか、10か所が。変えなければならないのか。現地行って判断したのか。一遍答えてください。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、河合議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

三ツ池区の10か所につきまして、確かに件数、多ございます。ただし、三ツ池区につきましてはかなり長い期間、この同補助金出していないということで、それぞれの消火栓ボックス、もう蓋がちぎれてしもて外れているものであるとか、もうホースのゴムが劣化して危険なものであるとか、そういうなんがあるということで、写真も見せていただきましたし、現地も確認をさせていただきました。10か所ということで、最大10か所ということですので、取りあえず今年度については10か所ということで補助をさせていただくように、今回補正をさせていただきました。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 今村議員。

今村議員 議第51号、まず9ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金の目1の総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金、給付

費107万、また、重点支援地方交付金推奨事業メニュー分、令和7年予備費435万2,000円、これが上がっているんですが、これ、昨年からの物価高騰のいろんなメニューがあった中で、もうこれで最終なんかと思うんですが、このトータルでこの事業で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の町内の事業の対象者数、それから、重点支援地方交付金推奨事業メニュー分、令和7年度予備費分というのがありますが、これは、歳出の方で水道基本料の1か月延長とかありますけど、トータルでどういうことに豊郷は、地方創生臨時交付金を支出して、対象町民はどういう方たちだったのか、何人ぐらいいたのかを説明をお願いします。

そして、14ページです。14ページの項2の児童福祉費の目1児童福祉総務費で、12番の委託料で、人材派遣委託料895万2,000円というのが今回上がっておりますが、これの内訳を説明してください。

そして、次は18ページです。18ページの項6保健体育費の中で、目1の保健体育総務費のところ、報酬で調理師109万、また指導員報酬100万8,000円というのが出て、その下に職員手当、時間外パートタイム会計年度任用職員であるとは書いてあるんですが、これはどこで調理師さんを雇い上げて、指導員もどこでの雇上げに報酬としてなるのか、事業の内容も内訳を説明をお願いしたいと思います。

続いて、議第52号の8ページ、これで、子ども・子育て支援事業費補助金というのが歳入であって、歳出で賦課徴収費、目でシステム開発委託料990万、これについては、後期高齢54号でも同じような経費がシステム委託料ってあるんですが、国のこの子ども・子育て支援事業というのが決定された関係で、これは国保の世帯、また後期高齢の加入されている人たちにどういう影響が来るのか、このシステム改修によって。影響の人数、そういうのを説明をお願いしたいと思います。

それで、議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算におきまして、ページが2ページで、収入の部の説明書で、営業外収益の3補助金、他会計補助金で、人事異動に伴う増額ということで146万7,000円というのが上がっているんですが、歳出、支出の方でも、この人事異動に伴う減額、異動に対する増額、いろいろ書いておられますけれども、これはどの職員さんがこうやって異動をどこからされたのか、その辺の説明をお聞きしたいと思います。

以上です。

総務課長兼
企画振興課長

はい。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方は、議第51号一般会計の補正予算の9ページ、歳入の款14国庫支出金の総務費国庫補助金についてです。内容はということでしたけれども、まず、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、ご承知のとおり、住民税、所得税の定額減税に係る部分になります。また、定額減税と合わせまして、不足額給付という引ききれなかった人に給付する分になりますので、その分ということになります。また、重点支援地方交付金の推奨メニュー分につきましては、先の6月議会でもお話をさせていただいたとおり、高齢者の冷暖房費の助成の分と、今行っております水道の基本料の減免に係る原資となってきます。対象人数等につきましては、昨年度も含めてになりますので、今現在ちょっと数字は把握しておりませんが、内容といたしましては、以上のとおりとなります。

以上です。

教育次長 はい。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方も議第51号豊郷町一般会計補正予算の14ページ、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費のうち委託料の内訳はということですが、こちらにつきましては、愛里保育園に人材派遣しております保育士分として2名分、今回計上させていただいております。

続いて、18ページの款10項6の保健体育費の保健体育総務費の報酬等の内訳はということですが、こちらにつきましては、調理師につきましては、日栄小の調理師を1名、再雇用の方をしていきます部分と、指導員報酬につきましては、部活動の地域移行分で、バレーボール分とソフトテニスと、バレーボールについては6年度からやっておりますので追加の部分と、ソフトテニスと野球につきましては、令和7年度から新設の方になりましたので、当初予算計上できておりませんでしたので、今回9月で補正の方をさせていただくというのと、時間外手当につきましては、こちらにつきましては、国スポ・障スポの方が今月末、来月末というふう開催の方を予定されておりますが、この時点で誰が出席するのか、本来であれば、各款項目、総務費からとか議会費から、それぞれ教育費までの人件費の方で見ると、この時点で誰がどの時間帯にどこで出席するのか決まっておりましたので、保健体育総務費の方で一括計上の方を

しております。期末手当、勤勉手当につきましては、先ほどの日栄小学校の調理師の分の期末・勤勉手当分として計上の方をしております。

以上です。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第52号豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算ならびに議第54号豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算のシステム改修費についてでございます。まだ何も決まっていない状況ではございますが、現段階で、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、給付や支援と子ども・子育て世帯への支援の拡充が行われることが決定されました。それに伴いまして、子ども・子育て施策を強化する財源を賄うため、医療保険者が被保険者から徴収する子ども・子育て支援納付金が創設される予定でございます。それに伴いまして、国民健康保険の世帯につきましては、18歳未満の被保険者については、子ども・子育て支援納付金の均等割額の全額を軽減するとお聞きしております。つきましては、それ以外の方につきましては、この納付金がお支払いすることになりましたら、保険税として徴収する形となります。併せまして、後期高齢者医療保険の皆様におきましても、同じ趣旨の下、納付金としてお支払いする必要がありますので、一定保険料の方がかかってくるものと想定しております。

以上でございます。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方は、議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。こちらの2ページ目の人事異動に伴う増額146万7,000円です。こちらは会計年度職員として本課に勤めていた者なのですが、こちらが8月1日から職員として採用されることになりました。そのまま本課に継続し、配属されましたので、そのための給与などの人事異動に伴う増額が生じたものでございます。

以上でございます。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

本田議員 はい。

村岸議長 本田議員。

本田議員 51号について質疑したいと思います。17ページの教育費なんですが、フリ

ースクール等民間施設利用児童生徒支援事業補助金が12万上がっておりますが、このフリースクール等を利用した場合の補助金の基準等について教えてください。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田議員のご質疑にお答えします。

17ページの款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費のフリースクール等民間施設利用児童生徒支援事業補助金の支給の金額ということですが、生徒1人当たり1日1,000円で、一月1万円を上限として補助金の方を交付する予定の方をしております。現時点で対象者の方はございません。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第51号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第51号を予算決算常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

これより議第52号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第52号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

これより議第53号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第53号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。
これより議第54号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第54号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第55号令和7年度豊郷町水道事業会計
補正予算(第2号)を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いを

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第55号を総務産業建設常任委員会に付託す
ることに決しました。ご審議のほどよろしく願います。

ここで少し休憩、10分間休憩したいと思います。再開は10時25分からで
す。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時25分 再開)

村岸議長 再開いたします。

日程第19、議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定につい
てから日程第24、議第61号令和6年度豊郷町下水道事業会計決算認定につ
いてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算の認定につい
てから議第61号令和6年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一
括してご説明申し上げます。

令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各公

営企業会計決算の認定を求めることについては、別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております令和6年度決算概要ならびに令和6年度主要施策の概要により説明にかえさせていただきます。この後、担当課長から補足説明をいたしますので、どうぞご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

会計管理者 はい、議長。

村岸議長 馬場会計管理者。

会計管理者 ただいま町長から提案説明のありました議第56号から議第59号までの各議案につきまして、地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条ならびに同法施行規則第16条及び第16条の2の規定により調製をいたしましたので、その決算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の9ページをご覧ください。令和6年度一般会計における歳入合計額は56億9,702万5,952円となりました。

次に、12ページをご覧ください。歳出合計額は53億8,201万5,510円となり、歳入歳出差引残額は3億1,501万442円となりました。

次に、175ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。先ほどの歳入歳出総額、また、差引総額が記載されております。このうち翌年度に繰り越すべき財源9,254万8,000円を差し引きますと、実質収支額は2億2,246万2,442円の黒字となります。

次に、前年度と比較して大きく変動のあったものや特色ある事業につきまして、歳入歳出決算事項別明細書を基にご説明をさせていただきます。ページが前後することもございますことをあらかじめご了承ください。

15ページをご覧ください。款1町税でございます。令和6年度の町税調定総額は10億1,470万5,184円で、収入済額は9億9,641万561円、不納欠損額は66万6,821円、収入未済額は1,762万7,802円となりました。収入済額は、昨年比べて1.4%減少しております。

次に、17ページをご覧ください。款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金におきましては、898万6,000円の交付があり、昨年度より353万円の増額、前年比64.7%の増となっております。こちらにつきましては、株式等譲渡所得の増加に伴うものでございます。

次に、19ページをご覧ください。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金

におきましては、3,937万3,000円の交付がございました。うち3,030万5,000円につきましては、昨年度実施されました個人住民税の所得割の定額減税による減収額を埋めるための交付金となっております。

次に、40ページをご覧ください。款17寄附金、項1寄附金におきましては、5億3,880万2,276円のご寄附がございました。昨年度より1億302万3,052円の増額、前年比23.6%の増となっております。広報7月号で既に皆さんにお知らせをさせていただきましたように、令和6年度のふるさと納税での寄附額は、過去最高額4億9,391万6,100円となりました。この中には、毎年ご寄附を頂いている方や、新たにご寄附を頂いた方もおられました。また、企業版ふるさと納税につきましても、令和5年度は1社からのご寄附であったものが、令和6年度は3社からご寄附を頂きました。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。81ページをご覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助金及び交付金では、国の電気・ガス・食料品等価格高騰支援として、対象世帯に現金給付をいたしました。

153ページをご覧ください。款10教育費、項2小学校費、目5豊郷小学校整備費及び目6日栄小学校整備費では、屋外トイレの洋式化、乾式化、人感センサー照明へ改修する工事を行っております。

171ページをご覧ください。款10教育費、項6保健体育費、目2スポーツ公園施設費では、昨年度からの繰越事業でございました町民体育館アリーナ天井照明を水銀灯からLED照明への改修を行っております。

なお、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は、15ページから54ページにわたり、また、歳出におきましても、55ページから173ページにわたり、款別に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

さらに、決算書の176ページには公有財産の土地及び建物の令和6年度中の増減を、177ページには物権と出資に係る権利状況を、178ページには基金の年度末現在高を、179ページには100万円以上の重要物品をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第57号令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきます。186ページをご覧ください。令和6年度国民健康保険事業における歳入合計額は、8億6,562万6,736円となりました。

次に、188ページをご覧ください。歳出合計額は8億4,963万7,066円となり、歳入歳出差引残額は1,598万9,670円となり、207ページの

実質収支額と同額となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。185ページにお戻りください。歳入の主なものとしたしましては、款1国民健康保険税が1億4,396万7,659円、款3県支出金が6億794万6,203円、次ページの186ページでございます款9国庫支出金が489万9,000円となっております、歳入全体の87.4%を占めております。

また、歳出における主なものとしたしましては、201ページをご覧ください。款2保険給付費が5億8,067万3,257円、款3国民健康保険事業費納付金が2億556万7,964円となり、歳出全体の92.5%を占めております。国民健康保険の加入世帯につきましては966世帯で、昨年より33世帯減少しております。被保険者数につきましても、1,523名と昨年より84名減少しております。このことは、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行等の影響によるものと推測できます。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細につきましては191ページから197ページに、また、歳出につきましても199ページから206ページに款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。さらに、決算書の208ページには財産に関する調書をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第58号令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

214ページをご覧ください。令和6年度介護保険事業における歳入合計額は、7億5,997万7,601円となりました。次に、216ページをご覧ください。歳出合計額は7億4,581万7,356円となり、歳入歳出差引残額は1,416万245円となり、245ページの実質収支額と同額となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。213ページにお戻りください。款1介護保険料が1億5,441万2,060円、款3国庫支出金が1億4,911万8,402円、款4支払基金交付金が1億9,083万2,995円となっております。

次に、215ページをご覧ください。歳出における主なものとしたしましては、款2保険給付費が6億8,282万7,985円となっております。うち居宅系介護サービス給付費が4億792万7,027円、施設介護系サービス給付費が2億7,490万958円となっております。介護保険第1号被保険者は2,004名で、うち要介護・要支援認定者は403名、認定率は20.1%とほぼ横ばい

になっております。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は219ページから226ページに、また、歳出につきましても227ページから244ページに款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。さらに、決算書の246ページには財産に関する調書をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第59号令和6年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

251ページをご覧ください。令和6年度後期高齢者医療事業における歳入合計額は9,227万8,265円となりました。次に、252ページをご覧ください。歳出合計額は同額の9,227万8,265円となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。先ほどの251ページにお戻りください。歳入の主なものとしたしましては、款1後期高齢者医療保険料が6,567万2,101円となっております。歳出における主なものとしたしましては、252ページをご覧ください。款2後期高齢者医療広域連合納付金が8,621万3,044円となっております。被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものでございます。後期高齢者医療保険の被保険者数は1,052名で、昨年より96名増加しております。保険給付や保険料の決定などは、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町におきましては保険料徴収を行っておりますが、徴収率は99.73%でございました。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は255ページから257ページに、歳出につきましても259ページから260ページに款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、議第56号から議第59号までの4議案につきましても決算概要を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 私の方からは、議第60号令和6年度豊郷町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。この決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものです。

それでは、水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。1ページ目をお願いいたします。経理状況は、水道事業収益2億371万8,143円に対し、費

用は1億9,345万4,704円となり、2ページ、資本的収支につきましては、収入額5,816万6,147円、支出額1億5,522万51円で、不足する額9,705万3,904円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額176万4,178円、当年度損益勘定留保資金4,783万5,856円、利益剰余金849万9,261円、引継金3,895万4,609円で補填しました。

事業収益では、前年度と比較しますと2億8,864万3,140円の減、事業費用としましては、前年度と比較しますと2億9,832万7,335円の減となりました。これは、令和5年度に特別損益として受贈財産の資産整理、過年度分の収益額を修正したためです。資本的収入では、前年度と比較しますと8,236万6,333円の減、資本的支出については、前年度と比較し、7,466万6,172円の減となりました。これは、令和5年度に北部浄水場自家発電装置更新工事などの実施に伴い、企業債として水道事業債の借入れをしましたが、令和6年度には企業債などの借入れがないため、収入の減、また、同様に昨年度より工事費などの減少により支出の減となりました。

3ページ目をお願いします。損益計算書では、当年度純利益849万9,261円となりました。

6ページ、7ページをお願いします。貸借対照表では、水道事業の総資産額は16億8,836万7,676円、負債合計15億154万7,857円で、資本合計は1億8,681万9,819円となり、負債資本合計では16億8,836万7,676円となります。

14ページ、令和6年度水道事業会計の経営状況は、一般用、営業用、官公署用などを合わせて給水人口6,554人、給水戸数2,570戸、総配水量は78万2,750立方メートルの給水を行いました。令和5年度と比較しますと、給水人口は52人の減、給水戸数は67戸増、総配水量は5,170立方メートルの減、有収率は1.22%の増となりました。

17ページ、建設改良費、水道改良工事の現況は一覧のとおりです。

20ページをお願いします。企業債の概況につきましては、令和5年度末で9億619万9,903円となっておりましたが、令和6年度において1億96万1,451円を償還し、令和6年度末残高は8億623万8,452円となりました。

続きまして、議第61号令和6年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。この豊郷町下水道事業会計も、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定をお願いするものです。

それでは、下水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。1ページ、

下水道事業収益3億3,243万5,479円に対し、費用は3億1,604万7,061円となり、2ページ、資本的収支では収入額6,772万3,628円、支出額1億9,532万1,314円で、不足額1億2,759万7,686円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額212万1,539円、当年度損益勘定留保資金8,763万9,391円、利益剰余金751万2,113円、引継金3,032万4,643円で補填しました。

事業収益では、前年度と比較しますと1億6,095万2,921円の減、事業費用では、前年度と比較しますと8,740万354円の減となりました。これは、令和5年度に特別損益として受贈財産の資産整理、過年度分の収益額を修正したためです。

資本的収入では、前年度と比較しますと897万7,029円の増、資本的支出では1,412万5,705円の増となりました。これは、令和6年度において県道安食西八目線補助道路布設替工事などによる収入の増、また、支出の増です。

3ページ目、損益計算書では、当年度純利益751万2,113円となりました。

6ページ、貸借対照表では、下水道事業の総資産額は45億8,231万7,868円、負債合計37億4,538万1,957円で、資本合計は8億3,593万5,911円となり、負債資本合計45億8,231万7,868円となりました。

17ページ、令和6年度下水道事業会計の経営状況は、処理区域内人口7,056人に対して水洗化人口6,688人、水洗化率94.78%、処理水量は101万6,237立方メートルとなり、令和5年度と比較しますと、水洗化人口は59人減少、水洗化率は0.26%増加しました。処理水量は341立方メートルの減となり、処理水量と有収水量の差は、不明水は16万5,689立方メートルとなります。

19ページから21ページ、企業債の現況は、令和5年度末におきまして11億7,814万3,857円となっておりましたが、令和6年度に1億3,838万2,581円を償還し、新たに2,140万を借り入れた結果、令和6年度末残高は10億6,116万1,276円となりました。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

村岸議長 監査委員の審査の報告を求めます。

監査委員 議長。

村岸議長 前田広幸君。

監査委員 監査報告をいたします。

町長より提出されました令和6年度各会計歳入歳出決算書ならびに決算附属書類、各基金の運用状況報告書について、8月6日から8月8日までの3日間にわたり、各担当課に説明を求め、監査を実施いたしました。

監査では、各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか。財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、監査調書に基づき、繰越事業、債権管理、委託業務、財政援助団体への補助金、起債、人事管理の状況などを重点的に審査し、その結果、審査に付された各会計はともに関係法令に準拠して作成されており、決算計数は、会計諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、偽りのないものと認められましたので、ご報告いたします。

なお、各決算内容については、審査意見書の記載をご覧いただきたいと思えます。本決算を踏まえ、今後も厳しい状況が続くと予想されます。このことを改めて認識するとともに、合理化と経費の削減に努め、住民への説明責任をしっかりと果たしていただきたい。必要に応じた結果の変更や報告の徹底など、公平で公正な責任ある業務執行に取り組まれない。

最後になりますが、公平で公正な徴収及び条例等に基づく適正な事務の実施によって、町民の期待に応える行政サービスが推進されることを強く求め、令和6年度会計決算における監査報告といたします。

村岸議長 ご苦労さまでした。

これより、審査意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

村岸議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、審査意見書に対する質疑とうい、説明をお伺いいたします。審査意見書の37ページの第4項に、財政援助団体等への補助金の支出については、補助金の性質や目的の認識に各課で統一性がなかったと。今後、適格かつ適正な補助金の活用となっているか検証をしっかりと行うとともに、統一した指導と活動支援に努められたいという指摘があるのですが、具体的に例えば財政援助団体というのが今、本町でどれだけ援助団体が例えばあるのか。それから、ここに書かれている目的の認識に統一性がなかったと書かれているんですが、統一性がなかった、具体的にどのようなことを指しているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

監査委員 議長。

村岸議長 前田広幸君。

監査委員 10番、鈴木議員のご質疑にお答えします。

各種団体でも人件費が伴う各種団体等の補助金について、各課によって考え方、もしくはそれから支出の方法等がやっぱりまちまちでしたので、そこについては、やはり本町でやっている同じ各種団体については、統一性を各課で合わせてもらった方がええのではないかということ指摘させていただきました。それで具体的にと言われると、まず人件費の部分ですけど、本来、僕が考える補助金というのは、事業に当たるときに伴う人件費について一部補助等が補助金かなとは思いますが、その考え方の課と、それからまた、人件費等を丸々補助しているところとのまちまちという各課によっての統一性がなかったので、そのことについて指摘させていただきました。これで具体的などというどこの補助金、どこのところに出しているかとか、そういうところについては、今度は委員会のところで各課に人件費の伴うときに聞いていただけると、僕からは今ここまででさせていただきたいと思います。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再質疑。

鈴木議員 再質疑というよりは、今、監査委員から、人件費を伴う各補助金について統一性がなかったと。それは各予算委員会で各課で人件費を伴うについて質疑とかしていただきたいという回答がありましたので、ぜひそういう各課の方から回答していただけるよう要望だけしておきたいと思います。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 次に、各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

河合議員 議長。

村岸議長 河合議員。

河合議員 先ほどは失礼しました。ここで言っとかなあかんことやな。すみませんでした。議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを一言お聞きをいたします。この認定、さっきの件の決算書の81ページ、先ほど来、監査委員さんから、人件費ではなかろうかというような返答がありましたので、私も人件費ではないかなと覚えているところがあります。どこかといいますと、社会福祉協議会の補助金が2,165万3,000円上がっております。ここで見る補助金助成の条例の規則もあります。社会法人の。そこには、私からの口から言うのもなんですけども、事業報告、主要報告書、いろんな添付書類が書かれております。この2,165万3,000円に対して町が支出をしておりますのですか

ら、当然このような添付書類は整って支出をしていると私は思っています。この合計金額を見ていますと、何に何ぼ出したかはちっとも分かりません。今、監査委員が言ったみたいに、これが丸っぽ人件費なら、私はえらいことやと思いますよ。町が雇っているのと違いますから、これは事業費でしょう。だから、この2,165万3,000円に対しての何に何ぼ出したかをお答えをしてください。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰巳保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、河合議員のご質疑にお答えいたします。

社会福祉協議会の補助金に関しましては、社会福祉協議会の人件費3名分を1,900万計上しております。その他各種団体に助成しておりますのが1,974,000円、助成しております。

以上でございます。

河合議員 議長。

村岸議長 河合議員。

河合議員 課長、聞けてるけど、あとの190何万は分かるんやけど、社協に対して人件費が何ぼ払った、金額言うてください、金額を。社協にね。190万円以外は皆人件費ですか。何かの項目で190何万ちゅうのは幾らって聞こえたんやけど、人件費も備えていますということで、人件費は分かりますよ。だから先ほど来からも言うているように、人件費がほぼほぼだということを言うことは分かっとなんねんけど、このほぼほぼは、この190万以外の残金が人件費なら、これえらいこっちゃ。そうでしょう。社協を豊郷町が雇ってるんちゃうんやから。だから、2,163万円の中には、いろんな項目があって私は当たり前やと思うんやわ。そのためにここに書いてある事業計画と収支計算書が出されているはずなんや、毎年ね。何もなしで町から支払いすることはありませんわ。だから、こういうふうには書いておりに、収支決算って書いてあるんやから。だから、この2,163万円の中には、何に何ぼ払ったということは収支予算で出ているはずなんですよ。当然ですよ。それで予算を組んで執行するんでしょう。だから、その点を一遍、何ぼ、もしここで言えんなら、委員会に提出してください。

それと、1つ聞きますけど、今これ、私以前にも聞きましたけど、遺族の忠霊塔がありますよね。忠霊塔。これはどこの字にも私はあると思うんやけど、豊郷町にも四十九院のあそこの県道沿いにありますよね。この忠霊塔自体は、昔のことやから私も分かりませんが、どこが所属しているんですか。どこが。どこが持つんですか。難しい問題なんやけど、これ今、遺族会はこれ社協ですよ、

担当は。社協だけではできませんよね。こんだけのところ全部の。区、区と言うけども、えらい迷惑なんですよ。あれは区のものではないんですよ。勘違いされておりますけども。所在地が区やから区になっただけです。だからこれ社協にちゃんと載っただけのやから、遺族会は社協やということは。それも出ていますか、その中には。遺族会費が。それ、答えて下さいよ。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰巳保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、河合議員の再質疑にお答えいたします。

各種団体の助成の方に、遺族会の方にも支出しております。

以上でございます。

村岸議長 もうちょっと大きい声で言うてください。

保健福祉課長 各種団体の助成費として、遺族会の方にも団体助成はしております。

以上です。

河合議員 議長。

村岸議長 再々質疑。

河合議員 課長、答弁はよく分かりました。ただし、名だけあって会はないですよ。そういうような場合はどこへ出すんですか。そうでしょう。わが大町区は遺族会はないですよ。ありません。もう正直言って、5年や10年違いますよ。だから課長の答弁のとおり、各種団体に補助しているでしょう。ないところは、誰が補助申請して、誰に補助もらうんですか。それがもしどうこうなるとこうなったら誰が申請するんですか。だから、元は町でしょう、元は。もともとから社協違いますや。出どころは町でしょう。今、課長の答弁のとおり言うたら。ないですよ。会員もおらんのですよ。おってもなられているかも分からん。絶対いるはずなんや。遺族会はね。ただ、大町区は、区があった時点でも、遺族会はないですよ。今、大町区は休止状態で、今年で11年目ですよ。それでもその以前から遺族会ありません。そんな個人的に触ることありませんよ。問題ですよ。あるいは神社仏閣に入るといふこと、私は思いますよ。だから、今、課長が述べたように、ない時点で、ないところの補助は申請はありますか、どうですか。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰巳保健福祉課長。

保健福祉課長 河合議員の再々質疑にお答えいたします。

町の遺族会に対しては、社協の方に補助しております。各字へは、町の遺族会の中での話なので、町の方では把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

村岸議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 今村議員。

今村議員 議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。歳入、7ページ、決算書のこの7ページの括弧のところですけども、これで、この中で予算、調定、収入済額と不納欠損、収入未済というのがあるんですけども、この中で、7ページの歳入、款12項の、款の分担金及び負担金で、ここでは収入未済額が42万9,700円、また13番、使用料及び手数料、これも収入未済額が2,888万9,787円、次、8ページ歳入の、これでいきますと20番、諸収入のところで、収入未済額が4,439万2,338円とあります。これの収入未済額との款の部分で、あと款項で書かれていますので、その未済額になった主な要因は何だったのでしょうか。それを一般会計におきましては説明してください。

続いて、議第57号豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定、これにつきましても、これの令和6年、185ページ、歳入、令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入部分、款1国民健康保険税、ここでは不納欠損額が32万3,200円、また、収入未済額が1,282万7,533円、これについても、こういう金額が出た主な要因はどういう点でこうなったのかを説明してください。

続いて、187ページ、歳出の方、今度はね。歳出で、款1総務費、187ページ、187ページの款1総務費で、ここには歳出で不用額が記載されております。総務費での不用額は163万7,980円、また款2の保険給付費では、不用額5,150万5,743円、また、次の款3国民健康保険事業費納付金、これにつきましても、不用額が2,036円、款4の保健事業費の不用額は648万5,109円。188ページの方に移りますと、款5の基金積立金、不用額252円、その下の歳出、款6の諸支出金、これにつきましても、不用額が562万814円。これは、歳出の方は、実質会計閉鎖が5月31日ですから、その間の中で不用額が確定してきたんだと思いますが、これについても、主な要因は何だったのか説明してください。

続いて、議第58号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましても、213ページ、歳入、介護保険事業会計の歳入歳出決算書の款項の部分ですが、款1保険料の不納欠損額が1万5,360円、また、収入未済額が69万3,800円。これについても主な理由、説明してください。214ページ、歳入の同じく款9の諸収入62万8,566円、収入未済額として上が

っておりますが、これも雑入のどういうところが未済だったのか説明してください。

続きまして、歳出の方に移ります。215ページの歳出、款1総務費におきまして、不用額253万9,853円。この不用額の主な内訳を説明してください。款2の保険給付費、この不用額が1,219万4,015円。これについても主な理由を説明してください。款3の地域支援事業費についての不用額は165万3,603円。これについても、主な内訳を説明してください。そして、次のページ、216ページの款4基金積立金はないから、その下です、5番、款5諸支出金についても不用額3万1,173円。これについても不用額が出た主な理由を説明してください。

次に、次は議第59号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についても、251ページの歳入歳出決算書の歳入部分です。款1後期高齢者医療保険料、収入未済額が13万7,544円。これの主な理由を説明してください。また続いて、歳出252ページの方で、款1総務費で不用額20万505円も、その内訳、主な理由を説明してください。款2後期高齢者医療広域連合納付金105万9,956円。この不用額についても、主な内訳を説明してください。そして、款3諸支出金、これについても17万6,274円の不用額です。この決算で不用額も出てきますから、この主な理由、内訳を説明をお願いいたします。

以上です。

教育次長

議長。

村岸議長

西山教育次長。

教育次長

それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

議第56号豊郷町歳入歳出決算の認定の7ページの方の分担金負担金の歳入未済の方と使用料及び手数料の部分の未済ということで、こちらにつきましては、21ページの方をご覧くださいませでしょうか。21ページ、分担金負担金につきましては、私立保育所保護者の過年度負担金ということで、こちらにつきましては、過年度の滞納繰越分の現時点での未納分として39万3,700円が町内の私立保育所の過年度負担金として歳入未済となった部分と、他市町村私立保育所保護者負担金ということで、他市町村の私立保育所の方の利用されていた方の未納として3万6,000円の合計42万9,700円が未納となっております。

続きまして、その下の使用料及び手数料の2,888万9,787円のうち、教育委員会部分としましては、22ページの方に公立保育所の歳入未済というこ

とで、現年度分が1万9,000円と過年度分の11万8,000円というのが残って計上の方しております。

続いて、8ページの方の諸収入の4,439万2,338円の歳入未済のうち教育委員会の方としましては、47ページの小学校の給食の過年度分と中学校の過年度分、現時点で徴収の方をしておりませんので、以前の部分が残っているということで114万5,634円が残っております。民生費の雑入の4万6,000円の歳入未済につきましては、放課後児童クラブ分の現年度分の未済の方が3万4,400円と過年度分として1万1,600円の保護者負担の方の徴収の方ができておりませんので、その三千数百万のうちの教育委員会部分としては、こちらの部分となっております。

以上です。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

私の方からは、7ページの2,875万2,787円の内訳でございますが、23ページの公営住宅使用料の未済額が140万6,702円、公営住宅の過年分が2,081万2,677円、改良住宅使用料の未済分35万7,716円、24ページ、改良住宅過年分の収入未済617万5,692円の足し算がその数字になるかと思えます。それと8ページでございます。貸付金元利収入の未済額3,879万1,093円でございますが、人権政策課の住宅新築資金貸付元利収入の内訳の新築資金貸付の分につきましては、351万1,373円、45ページの宅地資金の分が130万2,149円、改修資金の方が168万840円、持ち家が33万6,731円の収入未済でございます。

人権政策課からは以上でございます。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方からは、8ページの20、諸収入の5の雑入の収入未済額560万1,245円のうちの440万9,611円ですが、こちらにつきましては、歳入の50ページの衛生費雑入の危険家屋解体工事受入金1万2,000円となっておりますが、その分のまだ収入の未済分で440万9,611円分がこちらに計上されているということです。

以上です。

税務課長 議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 それでは、私の方から議第57号の国民健康保険事業特別会計の部分につきまして、ご説明申し上げます。質疑のありました185ページの国民健康保険税の不納欠損額、また収入未済額についての説明ということでしたので、説明申し上げます。

まず、不納欠損につきましては4名の方の不納欠損で、合計32万3,200円の不納欠損がありました。収入未済額につきましては、現年分の548万5,005円が令和6年度の収入未済額、そして今までの過年度分の未収額が734万2,528円、合わせて1,282万7,533円の収入未済額となっております。

以上です。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第56号の一般会計の歳入歳出決算認定の方で、先にお答えさせていただきます。8ページの20、諸収入、3、貸付金元利収入3,879万1,093円の中に、医療保険課高額療養費の貸付金に伴います返還金の未済収入額36万円が含まれております。こちらにつきましては、収入未済でございますが上がっております。

また、議題57号、議第58号、議第59号、各それぞれの特別会計事業の歳入歳出決算認定に伴います議案書の不用額につきましては、全体を通してでございますが、不用額が出た理由につきましては様々でございます。詳細につきましては、次ページ以降にお付けさせていただいております事項別明細書をご覧いただければと思っておりますので、ここでの説明につきましては省略させていただきたいと思っております。委員会でお聞きいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

村岸議長 ほかに質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

村岸議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第56号、57号、58号について、いずれも予算の流用について質疑をさせていただきます。予算の流用については、地方自治法第220条第2項で、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところに流用することができることありまして、裁判の判例でも、予算の不足を補う例外的な措置であり、無制限に認められるべきではないというふうにされています。今回の決算

書を見てみますと、例えば56ページの一般管理費が戸籍住民基本台帳へ流用されています。61ページの財産管理費が旧校舎管理費へ流用されています。79ページの社会福祉総務費が愛里保育園費へ流用、95ページの児童福祉総務費は児童措置費へ流用、それから109ページと112ページの、109ページの保健福祉費と112ページの保健衛生費が保健福祉諸費へ流用、118ページの農業委員会費が農業総務費へ流用、137ページの教育委員会の事務局費が社会教育費へ流用されています。先ほど申し上げましたように、流用は必要がある場合に限るということでありますので、どのような必要性があって流用をしたのかということ、委員会、予算決算委員会でもいいんですが、説明をお願いをしたいと。例えば79ページの社会福祉総務費ですが、ここでは、社会福祉総務費が民生費、児童福祉費、愛里保育園施設費、片方で流用しているんです。その下には予備費から充当しているんです。この予算からほかに出しておいて、予備費からお金を持ってきていると。こういう経理ちゅうか、執行上あるのかなという率直な疑問を、例えばなんですよ、持っているんです。ですので、まず、大体見れば、どれだけの金額が流用されて、どこに入っているのかちゅうのは予算書の予備費支出及び流用増減を見れば分かるんですが、ただ中には、今申し上げたように、予備費から充当しているものもありますので、実際にどれだけの額が流用されているのか分かりにくいという項目もありますので、できれば、先ほど申し上げました、それから地方自治法の規定や判例でもありますように、必要な場合に限り、無制限に認められるわけじゃないとされていますので、どのような理由で幾ら流用したのかを明らかに説明をお願いしたいと思います。

同じようで、議第57号は、201ページで流用がされています。これについても先ほどと同じようなことで、説明を求め、201ページは、例えば療養給付費が保険給付費、療養諸費、療養費へ流用をされているんですが、例えばなぜこれが必要だったのかということの説明をお願いしたいと思います。

次、58号の介護特会ですが、これがたくさん流用があります。例えば231ページでは、地域密着型サービス給付費が、これがもう例えば、保健福祉へとサービス給付費、4つのところへ流用されている。231ページ。それから、232ページでも同じように施設介護サービス給付費がいろんなところに流用をされていますし、233ページでも居宅介護福祉費が流用されていますし、居宅介護改修費も流用されて、たくさん流用があって、その受け手もあるんですか、本来、予算の執行上、つまり総枠でこれ運用されているということですよ。大まかな総枠で、1,000万総枠があったら、それを各項目のところに支出しているというそういう予算の執行になっていると思うんですが、それでいかなものか

と思うんですが、取りあえず、それ、こういうふうに予算執行した理由と流用額について、資料の説明、資料の提出をお願いしたいと。一般会計に係るものは予算決算委員会に提出をしていただければと思いますが、介護と国保特会については私の所属委員会ではありませんので、議会の方に提出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

流用につきましては、議員おっしゃるとおり、安易に行うものではないということは重々承知をしておりますし、また、流用の伝票、決裁等が回ってきましたら、理由については厳しく問いまして、安易な流用をしないようにということというのは、常々口を酸っぱくして言うているところでございます。しかしながら、一方で、どうしてもやっぱりやむを得ない部分というのもございますので、認めている部分もやはりございます。今後につきまして、職員一同に安易な流用を考えずに、常々予算の残高を気をつけて、補正予算できっちり議会の方へ諮るよいうにということ、今後も厳しく伝えていきたいと思っております。

それで、また具体的な話になりますけれども、この流用したとこに今度予備費で持ってきているところがあるのかというようなご質疑もございましたけれども、この流用につきましては、実は個々の事業でそれぞれ振っている部分もあるんですけども、実は人件費の部分で振っているのがございます。もともと時間外見てたけども、ちょっと足り苦しいので違う科目の時間外からこっちの科目の時間外に振るとか、そういうところで人件費の方で総枠でが一つと見ている中でのやりくりをしている部分がございまして、非常に、私がこんなこと申し上げるのもあれなんですけども、そういうところで流用で何とか給料を払っているという部分がございまして、それで流用で人件費の方は減らしているけども、事業の方で予備費から充てているとか、そういうことで出ているのと入っているのがあるということでご理解をお願いしたいと思います。

また、そういった観点から言いますと、流用の全ての明細をとると、また、非常に細かい数字等が必要になってきますので、また戻りまして、委員会でどこまで出せるのかということも含めて検討させていただければと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

村岸議長 今、総務課長が申されましたが、各担当課の方で、そういうような今の鈴木議

員の申された資料、提出はできる、可能か。できますか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

特別会計につきましても、流用につきましてもは予算の関係となりますので、財政の担当の方と相談させていただきまして、提出するとなりましたら、議員おっしゃいますように、議会の方に提出させていただきたいと思います。総務課の方と相談させていただきたいと思います。お願いいたします。

村岸議長 もし可能なら、財政の方と相談して提出をするようにお願いします。
ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第56号令和6年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第57号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第58号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第60号令和6年度豊郷町水道事業会計決算認定について、議第61号令和6年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第56号を予算決算常任委員会に、議第57号、議第58号、議第59号を文教民生常任委員会に、議第60号、議第61号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第25号、発議第6号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

河合勇議員、提案理由の説明を求めます。

河合議員 議長。

村岸議長 河合議員。

河合議員 議会議員定数の削減の提案説明をいたします。

豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について説明を

いたします。私はこれまで幾度となく説明をしてきた議員改革の必要性が分かっていただけないとしたら残念なことであります。町民の声が多種多様化していることは理解していますが、その中に、多賀町、甲良町は議員を10人、愛荘町は議員を12人にしても問題がないのに、豊郷町はなぜできないのかという声があります。令和5年10月29日、投開票された選挙では、投票率が2.73%、前回投票率は63.39%、今回投票率60.66%、イコール2.73%減少しました。これは有権者数推計でありますけども、5,696人のうち約155の方が投票しなかったこととなります。結果からうかがえるのは、議員への信頼が薄らいでいるものであり、この反応こそが、議員の資質の問題だと思えます。町会議員の適正規模は、議会活動の中身に照らし、議会の活性化問題を併せて判断されるべきものであります。議員活動に励むことが肝要であり、責務であり、議員としての責務を全うしてはどうですか。まずは議員定数を削減してはどうですか。定数を削減してから、委員会条例のおのずと話し合いをしても遅くはないと私は思います。私は信念に従って議員定数の削減を提案して責務を果たしてまいります。

以上であります。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、発議第6号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第6号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

村岸議長 起立少数であります。よって、議第6号は、否決されました。

次に、今期定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願書のとおりであります。

日程第26、請願第1号生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願を議題といたします。

ただいまの議案となっております請願第1号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたします。審議のほどよろしく願います。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により、審議されるよう
よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 51 分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和7年9月5日

豊郷町議会議長

議 員

議 員